

令和2年度第5回滋賀県大規模小売店舗立地審議会 議事概要

日 時：令和3年3月26日（金）13時30分～15時

場 所：滋賀県庁 大津合同庁舎 7-B会議室

出席委員（敬称略）

宇野伸宏 岡井有佳 塩見康博 槌田昌子、
延原理恵 吉田準史 島田伊久三 椋田政春

議事次第

1. 開会

2. 議題

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

- ・「三雲の郷」（法第5条第1項 新設）
- ・「（仮称）東京インテリア家具滋賀店」（法第5条第1項 新設）

3. その他

4. 閉会

〔13時30分 開会〕

1. 開会

・会長選出

委員の互選により、宇野委員を滋賀県大規模小売店舗立地審議会会長として選出。

2. 議題

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

「三雲の郷」（法第5条第1項 新設）

(1) 事務局から届出の概要説明

概要資料に基づき説明。

【質疑応答】

○委員 今回の大規模小売店舗立地法の届出は、既存の建物であるスーパーのハズイに加えて、クスリのアオキが新規立地する。この2つの小売店舗面積を合算した結果、1,000㎡を超えることによるものということか。

○事務局 そのとおりである。

○委員 大規模小売店舗の考え方で、大規模小売店舗立地法第2条に規定されている「一つの建物」をどう考えるかは、各自治体の見解に委ねられているのか。その場合、滋賀県ではどう考えるのか。

必要駐車場台数が123台で届出がなされているが、本来、計算方法は幾通りもあるかと思う。今回、既存のハズイやその他の店舗のこれまでの利用数とクスリのアオキが出店することにより増える数字を合算しないといけないのではないのか。

○事務局 一つ目のご質問の「一つの建物」の考え方は、県で総合的に判断する場合もあるが、今回のケースは、駐車場を共有する2つ以上の建物を「一つの建物」として取り扱い、これら2つの店舗面積を足すと1,000平米以上であるので届出対象となるというもの。これは滋賀県だけでなく全国の考え方である

二つ目の質問については、事業者から説明する。

○委員 「一つの建物」の見解について質問。大規模小売店舗立地法は、百貨店法や大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律を経てできたもの。大規模小売店舗立地法では、建物を建てたら、建物を建てた人が、その決められた法律内の対処を下さいということだと思う。例えば1つの案件で、2つの建物があり、それぞれで所有者が異なる場合でも「一つの建物」として取り扱うのか。

○事務局 建物が2つあって、それぞれで建物設置者が違う場合には、連名で大店法の届出をすることになる。今回は建物設置者が同じであるので、1者が届出をしている。

○委員 今回のように1者が届出をしているということは、2つの建物の所有権が1者にあるということか。

○事務局 そのとおりである。

(2) 建物設置者から届出の概要説明、質疑応答

【建物設置者から届出の概要説明】

まず、交通について説明する。出入口について、事前に事務局からも説明はあったかと思うが、南側の県道に4か所出入口を設けている。今回の届出の建物は既存のもの、元はドライブイン施設で、その4か所の出入口をそのまま利用する計画である。計画については道路管理者と交通管理者と協議し了解を得ている。

出入口は右折利用を前提に計画している。出入口の右折入出庫に伴う、待ち行列の検討を行ったところ、待ち行列が発生する可能性は低いという結果になった。現状でも右折入出庫による渋滞や混雑は発生していない。

出入口の安全対策としては、交通管理者からも指摘があったように、出入口付近での視認性の確保、構造物等置かないこととする。

新設店舗のクスのアオキのオープン時や他にも交通が集中するような時には、交通誘導員を配置し、安全確保に努めていきたい。交通管理者である警察との協議の際に確認したが、この地点はとくに交通安全上、支障がある場所ではないが、開店後に交通上の問題

が生じた場合には、交通管理者や道路管理者と相談し必要な対策を検討していきたいと考えている。

次に騒音について説明する。届出の店舗周辺に住宅はないので、生活環境という点においてとくに問題はないと考えている。騒音予測の結果、夜間最大値が県道側地点で規制値超過しているが、道路を挟んだ反対側、セレモニーホールやその駐車場といった施設がある側で規制値をクリアしている。

廃棄物保管施設について補足説明する。今回の届出書の中で、廃棄物保管容量を2店舗の合計で算定したが、個別で確認すべきではないかという指摘があったため、再確認した。既存店の食品スーパーが指針値で2.1立米、新設のドラッグストアが指針値で4.6立米が必要になるという結果であった。届出書上の保管容量は、その指針を十分に上回っている。

また、生ゴミの保管について補足説明する。届出書で屋外保管となっているが、悪臭の問題もあるのではと指摘があった。まず新設のドラッグストアでは、そもそも生ゴミはあまり発生しない。届出書の記載では屋外保管となっているが、屋内の廃棄物保管庫で冷所保存をする計画である。現在、食品スーパーでは、食品加工場の作業で排出したゴミを加工作業が終わったあとに外の保管庫へ運ぶ、毎日作業が終わった後に搬出している。短い時間だが、いったん屋外に保管し、すぐに搬出している状況である。そのような運用で、ゴミに対する悪臭という問題は発生していない。

地元説明会を開催したところ、4名出席があった。法人に関する質問があったのみで、立地法に関するご意見等はなかった。

【質疑応答】

- 委員 新設のドラッグストアの業務内容を把握しているか。生ゴミはあまり発生しないとのことだが、確認しているのか。
- 建物設置者 どういった商品を扱うかを確認している。今回、出店する店舗では、若干は食品を扱うが量的に非常に限られている。生ゴミの発生量は、食品スーパー程多くはない。
- 委員 了解した。基本的には生もの等の商品は販売しないということか。
- 建物設置者 そのとおりである。
- 委員 食品スーパーとドラッグストア以外にも、既存の建物でインターネットカフェ等があるが、駐車場の必要台数は、全部の店舗の駐車場の台数を確保しているということか。
- 建物設置者 確保している。
- 委員 今回の店舗面積からは、指針値による駐車場台数は55台ということだが、事業所や飲食店等の全部を含めた時に、駐車場台数がどの程度で、十分足りているかどうかということ判断するために、現状で利用状況を教えてほしい。
- 建物設置者 現在の利用実態は、食品スーパーとインターネットカフェ・カラオケ店舗の前方に駐車場があるが、大体このあたりが埋まる程度である。新設のドラッグストア側には以前は飲食店があったが、利用実態はほとんどなかった。詳細は不明だが基本的には飲食店店舗のエリアのみの利用だったようだ。また食品スーパーの営業時間すなわち来客時間は、インターネットカフェ、カラオケのピーク時間とは異なる。

○委員 駐車場台数は店舗全体でみているが、ドラッグストアが立地することにより、何台分駐車場が増えるのか。ドラッグストアの店舗面積に対する指針値と今回追加する駐車場台数が、一定対応している必要があると思うが、その点は問題がないか。

○建物設置者 既存店の実績によると、1,000 平米未満の標準タイプの店舗での駐車場需要は、大体ピーク時間でも 20 台程度である。以前、この場所に立地していた飲食店の駐車場は、それ程台数はなかった。今回、新たに 50 台近くの台数を確保しているので、十分需要には対応できると考えている。

○委員 大規模小売店舗立地法上の必要駐車場台数は指針値から 55 台と算出しているが、他の飲食店やカラオケ店の必要台数を踏まえて 123 台としているが、この内訳については整理していないということか。

○建物設置者 駐車場収容台数 123 台を確保しているのは、小売店舗以外の施設も考慮したうえで、プラスアルファして、この台数で計画している。施設全体の必要台数としては 91 台という計算結果を示して、それにプラスアルファとして 120 台以上確保したということ。別途、従業員用が 50 台程あるので、全体としては 170 台ほどの駐車場となっている。運用していく中で、かなり混雑して、123 台以上利用するような状態があれば、従業員用を別の場所に設け、来客用とするというようなことも検討したいと思う。

○委員 123 台の店舗共用の駐車場で十分であり、新たに約 1,000 平米の建物が建っても、駐車場が空いているという現状から対応可能だということか。

○建物設置者 そうである。

○会長 交差点Aで交通予測をしているが、飽和度等は問題ない。ただ1か所、丁字路になっている地点の北進方向が開店後のピークで0.8の後半ぐらいになって、増加分が0.2程度。0.8だから数字上は問題ないが、ちょっとした交通事情の変動があると1に近づく可能性がある。そのあたりは現状を見て問題はないか。

○建物設置者 現状を見れば問題はないかと思うが、今回の交通予測上の条件では調査時に当然、食品スーパーや他の施設がすでに営業している訳で、その交通量がもちろん入っているという中で、実態調査をしている。ただ、解析においては、ここに新たに施設ができた場合に新たに出せる交通量は全部上乘せして解析はしておいた。かなり安全側の解析を行っている。

○会長 ということは、食品スーパーはすでに営業中だが、その分も新規開店と見なしてという予想しているということか。

○建物設置者 そうである。かなり安全側での検討を行っている。

○委員 廃棄物排出量の算出の予測については、2店舗分の合計で排出予測をし、それに対する見かけ比重を掛けて廃棄物の保管庫の容積を出されているとのこと。一方、廃棄物対策の記載では、建物①と建物②とで、それぞれ排出する廃棄物に応じてその分別、保管、運搬、処理、再生計画を立てている。ただ、今回の建物①、建物②については、それぞれ営業形態が別であっても、立地法上はトータルで考えている。しかし実際には、廃棄物の扱いはそれぞれの業者がそれぞれの建物で処理することになると思う。それぞれの建物の床面積が大きく違うので、規定の排出量予測では、建物②の方廃棄物保管場所の容量が少ないのではないかと思う。

先ほど最初の説明のなかでは、その点はクリアしているというご回答だったが、もう一度説明をお願いしたい。

- 建物設置者 はい。建物②のドラッグストア側は、店舗面積 988 平米に対して保管容量指針で 4.6 立米となる。今回、確保している容量は約 5.6 立米なので、指針を上回る容量が確保できている。
- 委員 店舗周辺の土地利用について、住宅はあまりないということか。
- 建物設置者 はい。周囲に住宅はない。
- 委員 環境の評価でギリギリの数値があるので、のちに住宅が立地した場合には、何かトラブルがあった際には解決するようにお願いしたい。
- 建物設置者 了解した。

(3) 審議結果

届出内容の総合的な評価として意見なし。ただし、附帯意見として下記点を付す。

- ①出入口の面する道路は、左折での入出庫に加え、右折での入出庫を可能としているため、交通整理員の配置、歩行者等への注意喚起看板の設置および路面標示を行うなど出入口の十分な交通安全対策を講じられたい。
- ②騒音の夜間最大値の基準値を超過する地点があることから、近隣住民から騒音をはじめとする苦情や意見が出た場合には、誠意をもって対応、協議し、必要に応じて適切な対策を講じられたい。また、将来当該予測地点周辺に住居等が建設される際には、当該住民と協議の上、必要な対策を講じられたい。
- ③今回の届出における駐車台数は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の基準を満たしているが、既存店舗と新設店舗がともに営業することの相乗効果により、駐車場需要が増加する可能性が見込まれる。指針に基づく収容台数に不足が想定される場合または不足が生じた場合には、速やかに臨時駐車場等を確保する等、対策を講じられたい。

「(仮称)東京インテリア家具滋賀店」(第5条第1項 新設)

(1) 事務局から届出の概要説明

概要資料に基づき説明。

【質疑応答】

- 委員 草津市に意見を求めるのはなぜか。
- 事務局 草津市との境に立地するためである。
大津市と草津市の両方から生活環境の影響について意見をいただく。
- 委員 例えば市境から何メートルに立地する場合は意見を求めるという規定はあるのか。
- 事務局 担当者レベルの内規では、1 kmを基準になっているが、やはり施設の大きさによっては、5 km離れていても大きな影響があるような立地環境もあるので、個別、ケース・バイ・ケースで、事務局側が判断して照会している。

(2) 建物設置者から届出の概要説明、質疑応答

【建物設置者から届出の概要説明】

事務局から概要説明があったので、特徴的な部分を説明する。届出書の店舗周辺の見取図ですが、赤が来店経路、青が退店経路、紫色が小学校の通学路、オレンジ色が中学校の通学路ということで指定を受けている部分を示している。

交差点①と交差点②で交通量の調査を行っている。とくに店舗南側の国道1号が朝夕のラッシュ時間帯を中心に混む場所である。この地点については、県警交通規制課との協議の中でも懸念があった。お店から帰られる方が交差点①を北から右折で西に向かうと、右折の負荷がかなり大きくなり、渋滞が発生する恐れがある。

この問題については、出入口①を左折で出る青い矢印のとおり、交差点②へ向かい、南方向へ左折。それから国道1号を一旦潜って、フレンドタウン角で東方向に向かい、そこから道なりに国道1号に西向きに流入するという経路を設定した。このような形で交差点①の負荷を軽減するといった対策を取っている。

届出書の建物配置図に示すように、店舗東側にある入口は左折インで、出口は左折アウトとしている。また、店舗北側の出入口①に関しては、右左折での入出庫としている。どこかに右折の入出庫を設けないと捌けないため、ここで右折での入出庫としている。

また、届出書の1階平面図に示しているが、特徴的な点として店舗部分の左側にキッズランドを設置、来店されたお子さんが遊べるようなスペースを設けている。

それから2階平面図で示しているが、店舗内にカフェを設けている。家具店で大変面積も広いため、座って休めるスペースを設置している。また、図面上に託児所という文字があるが、これは従業員のお子さんを預かるスペースを予定している。こういったところが店舗の特徴である。もう1点、1階平面図の紫色で塗ってある駐車マスの部分、ここは屋根がかかる形である。2階の軒下に停めるような、雨が当たらないスペースを確保している。

今回、地元自治会から意見を頂いているが、届出書の提出までに懇談会を2回行っている。そこで出た要望事項とその対応の状況について説明する。まずは歩道の設置についてである。店舗の北から東に向かってカーブしている道があり、届出書の建物配置図に赤い破線で表しているのが本来の敷地境界である。その敷地を削るような形で歩道を設置してほしいという要望があった。これは隣のホームセンターコーナン大津瀬田川店が出店した時にも同じように要望があったと聞いている。コーナンが設けた歩道、敷地内歩道と連続する形で歩道を設け、近隣の方の交通安全に配慮するために店舗側で設置することになった。歩道との敷地境界に設けるフェンスについても、網目状で反対側が見えるものにして、死角をできるだけ減らしてほしいという要望があり、編み目状のフェンスを設置するという対応をしている。

また、歩道付近の夜間照明の設置とその点灯時間を長くして、夜間もつけてほしいという要望があった。これについても照明等を設置することにし、図面上で黄色の小さい丸で示している。点灯時間については、当初は閉店後30分程度までを想定していたが、要望を受けて、開店後に自治体の意見を聞きながら決定したいと考えている。

東側の出口と入口について、当初、従前の工場があった頃は、隣のホンダカーズ瀬田店に隣接する場所に出入口があった。国道1号の交差点と近いので、もっと離れた方が良いのではという、住民の意見を踏まえて、少し北にずらして現在の位置に変更している。

通学路への配慮ということで、荷さばきの時間帯を登校時間と下校時間を避けるという対策を取っている。

北側の出入口①の右折出庫への懸念が地元から出ていて、意見としても頂いているところだが、これについては、繁忙期やオープン時も含め、交通誘導員を配置し、安全確保に努めながら右折入出庫させたいと考えている。

このように自治会からの要望も踏まえながら店舗の計画を立てている。

他に、事前に審議会の委員から質問をいただいた点について報告したいと思う。単純なミスで申し訳ないが、届出書の2ページのリサイクル品保管施設の計画という部分、廃棄物保管施設①も②にもリサイクル品を入れる計画だが、②の方に記載が漏れていたのもので、修正する。届出書の18ページの廃棄物等の分別、保管、運搬、処分再生計画の表の数値が実際よりも大きく表示していた。ただ、容量が足りないということではないので数値を修正する。

【質疑応答】

- 委員 出入口①の道路は、車幅はどれぐらいか。
- 建物設置者 出入口①の設置している前面道路の幅員は8 mである。
- 委員 なぜ国道1号沿いに出入口をつくらなかったのか。その理由は。
- 建物設置者 国道1号と敷地には高低差があり、敷地から国道1号、瀬田川大橋に向かって上がっている。そのため、出入口を付けるのは難しい。
- 委員 了解した。
住民からの意見に、右折での出入りは遠慮してほしかった、地元の住民にしか分からない実態を認識していただきたいと意見があったが、住民はどのようなことを一番、懸念されていたのか。また、それに対してどう対応されたのか。
- 建物設置者 住民の方から話があったのは、このカーブしている市道 幹1062号線を通る車両が結構スピードを出しているということや混雑時には国道1号の交差点から渋滞した車が相当長く連なっていることを配慮して、右折はやめた方が良くはないかという意見があった。それを踏まえて、交通誘導員の設置や、出入口①の形状を少し工夫した。当初は出入口①の出庫側の車線を2車線設けて、右折専用レーン、左折専用レーンという形を考えていたが、これは逆に危ないということで、1台ずつの出庫を検討して、今の形である集約した右左折兼用のレーンからの出庫で対応することになった。
- 委員 大津市からの意見に、出入口の面する道路が通学路になっているので、瀬田小学校、瀬田南小学校および瀬田中学校に対して事前に説明をすることとあるが、各学校への説明時に何か意見は出たか。
- 建物設置者 各学校からは具体的な意見はいただいていない。

○委員 今回、大津に出店する際に、高齢者向けに何か配慮したことがあるか。駐車場について、高齢者や障害のある方用の駐車スペースはあるのか。

○建物設置者 高齢者の方、あるいは車いすを使われる方用の駐車スペースとして、店舗南側の店舗入口に一番近い場所に6台に設けている。

敷地内に高低差があるので、入口付近の段差にはスロープを設けて、安全な店舗入口までの動線を確保するという配慮を行っている。

○委員 交通に関してだが、店舗周辺は滋賀県や国土交通省近畿地方整備局が指定している主要渋滞箇所が密集しているということと、主要渋滞区間としても指定されていて、渋滞が激しい。また、地元住民も渋滞しているという認識がある。

届出で需要率と交通容量比を示して、指標上は問題ないとなっているが、明らかに渋滞している。ということは、算出している指標が、恐らく実態を正確に表わしていないと考えた方が良いと思うが、どのように解釈されているのか。

この場合、なるべく車で来る需要を減らすような対策がどうしても必要になってくると思うが、どのように考えているか。

西側に帰る際の退店経路を、出入口①から左折で回り込むような形で設定しているが、出入口①から右折退店を許可しているので、恐らく西側に帰る車も出入口①で右折して、交差点①（大江2丁目交差点）で右折する車が多いと思う。この退店経路の設定に対して、どのような対策をされるのか。

交通に関しては、店舗周辺の状況は非常シビアかと思うので、数値上大丈夫だからという理由ではなく、しっかり対策を講じていただきたい。これらについてどう考えているか。

○建物設置者 まず数値の解釈については、実態調査を実施した上で解析を行っているのですが、これが実態を反映していないと言われても、解釈としては示しようがないように考える。

○委員

しかし、現状として渋滞しているということを認識されているということは、算定の方法が指針に基づくが、恐らくその指針が現状に合致していないと考えられる。

計画地周辺は全体的に渋滞しているので、飽和交通流率を2,000で計算されているが、実質、ほとんど2,000も出ていないと、経験的に判断できると思う。この数値だけで渋滞状況を議論されずに、地元の方の考えや、主要渋滞箇所指定区間であるといった実態をしっかりと見て交通対策をしていただきたいと思います。

○建物設置者

了解した。

御指摘の車を減らす対策についてだが、自転車での来店も見込んで、駐輪場は当然、設けている。また JR を使って来店される方は駅から徒歩になるので、大回りせずに店舗に入れるように、ホンダカーズの南西側に歩行者用の出入口を設けるという計画にしている。少し高低差はあるがフラットにして、店舗入口に短い経路でたどり着けるようにということで配慮している。

東側にある駐輪場付近に自転車用の入口を設けると、東側の入口のやや南寄りのところにも同じように歩行者用の出入口を設け、車以外で来られた方も簡単にお店に入れるように配慮している。

出入口①付近にも歩行者用の経路を表示して、これをたどって店舗に来店できるように配慮している。

西側から、瀬田川を渡って帰られる方が右折出庫するのではないかという点だが、来店の誘導経路に関しては、店舗の広告チラシや、店舗のホームページに来店退店の経路を掲載し、店舗として誘導したい経路をしっかりと示して、伝えていきたいと考えている。

また、出入口①から右折して出庫した車両が国道1号の交差点で滞留するような状態が見受けられたら、交通誘導員が左折出庫を誘導することで対応したいと考えている。

○委員 車以外で来店される方も、ある程度想定しているのであれば、ぜひ車以外で来るということを積極的にアピールする、周知するようにしていただきたいと。店舗は家具を扱うので、おそらく車で来るという発想になるのが普通だと思うが、実際、商品は直接配送するケースが多いのではないかと。

○建物設置者 そうである。

○委員 配送サービスが利用できるということの周知とともに、場合によっては駅から送迎をするバスを出すことなどを、ぜひ前向きに検討していただきたいと思う。

西方向に帰る際の右折退店については、やはり実質的には難しいと思う。なので、何らかの形で工夫をしてほしいと思う。ただ、ここに情報を掲示しているというだけでは、おそらく守ってもらえないと思う。積極的に誘導するための方策を検討いただきたいと思う。

○会長 例えば国道1号の交差点が混んでいる時に、館内の放送を使うなり、あるいは駐車場出入口に向けて、何か情報を出すことによって、「今は国道1号が混んでいるから、左側へ出てください」という動機付けを与えられる誘導をぜひお願いしたいと思う。

左折で出て、西側に帰すという経路は、おそらく近隣の複数の店舗があてにしているルートで、隣のホームセンターコーナンや国道1号の南側の店舗も同じように考えていると思う。そのせいで、どれぐらい混雑がこのルートにあるのか気になる。そのあたりにも注視してほしい。

○委員 場所的に車でないと行きにくい所。徒歩で行くには、瀬田駅でも、石山駅からでも遠い。それを考えると、中心地から離れた場所なので、何かアクセスを確保できないかと思う。近所の方は自転車で行けるが、できればシャトルバスがあれば、高齢者の方が使いやすい。何か工夫を考えて、検討していただければと思う。

○委員

出入口①の写真に、何か看板のような矢印の書いているものがちょうど遮蔽物になっていように見受けられる。おそらく出庫する時に左側からの歩行者や自転車、子どもが飛び出して来た時に、車からは非常に見えづらくて危ないなと思う。今一度、現地を確認していただき、フェンスが見えやすいものになっているようだが、何か改善できるところがないか、例えば看板の場所を少し手前側に引き出すなどの検討をお願いしたい。

もしくは、歩行者等が近づいた時に、歩道の両側辺りにランプや音声で「車が出庫します」知らせるものを設置できないか。そういったものが手前にあるだけでも安全性は変わってくると思うので、右折の出庫が仕方ないということであれば、そのような工夫ができるのではないか。検討をお願いしたい。

○建物設置者

御指摘のあった看板の位置は、出庫車両の視野に配慮した位置に配置している。写真にあるとおり、停止線とその看板との間にゼブラゾーンを設けている。これがないと確かに看板が壁になってしまうが、離すことによって出入口付近の視野を確保した配置にしている。ただ、御指摘いただいた点については、もう一度現場に立って確認はしたいと思う。

○会長

店舗の立地は国道1号からだんだん湖岸道路にむかって下がっていく所。だから緩やかに下り勾配がついていて、さらにカーブになっているということで、とくに出入口①の箇所は、右折・左折の入退店の車両があると、国道1号から来る車に気付けるのかということが気になる。敷地境界は一応、素通しのフェンスなので、敷地境界の視界は確保できているかとは思いますが、どうなのか。場合によってはカーブミラーを増設するなどの手段も必要ではないかとも思う。そのあたりの、出入口①に向けての下り勾配で、速度が出る場合もあるということなので、安全対策はどう考えているか。

○建物設置者 基本的にはこれまで説明した内容での対策と考えているが、交通誘導員の配置は、確実に実施していきたいと思っている。とくにオープン直後は当然だが、その他にも休祭日の混む時なども、問題になると予測する箇所にはしっかり配置をして、様子を見ながら誘導員の数も増減して、安全確保に努めていきたいと考えている。

○会長 誘導員の配置だと、出入口の所では対応できるが、要は国道1号から下ってくる車に対して、何か早めの周知が必要ではないか。

 いわゆる入退店の車両と通過車両とが交錯するような可能性もあり、かつ下りでカーブという地形なので。

○建物設置者 前面道路の通過車両への周知については、敷地内歩道を設けたことにより、以前より車道側の幅員、前面道路の幅員が広がったので、より視野が確保しやすくなっているかと思う。そういったことも対策の一つであると捉えている。

○会長 また、現地を確認いただいた際に、出入口①においてどのあたりから車両が認知できるのかを確認してほしいと思う。

○建物設置者 了解した。

(3) 審議結果

届出内容の総合的な評価として意見なし。ただし、附帯意見として下記点を付す。

①各出入口における入出庫方向の実効性の確保および交通安全への配慮のため、交通整理員の配置、経路誘導看板の設置および路面標示を行うなど、来退店車両誘導の徹底およびその他の適切な方法により、十分な対策を講じられたい。

②店舗の来退店車両等により、児童・生徒をはじめとした店舗周辺の通学路を通行する者に危険が生じないように、交通安全対策について配慮されたい。

- ③円滑かつ安全な交通の確保および周辺道路の交通への影響を緩和するため、国道1号および湖岸道路に交通渋滞が発生している状況を踏まえ、交通整理員の適切な人員の配置およびチラシによる周知など来退店車両誘導の徹底、その他の適切な方法により、十分な交通対策を講じられたい。周辺の交通状況について、状況把握に努めるとともに、渋滞や交通安全上の問題が予見されるまたは生じた場合には、建物設置者が地域住民、道路管理者および交通管理者等関係機関と協議し、必要に応じて適切な対策を講じられたい。また、店舗周辺道路の混雑緩和のために、店舗の利用者に対して、公共交通機関の利用促進などの広報に努められたい。
- ④近隣住民から騒音をはじめとする苦情や意見が出た場合には、誠意をもって対応、協議し、必要に応じて適切な対策を講じられたい。開店後も地域住民に対して担当窓口を示し、継続して協議できる体制を整備されたい。
- ⑤今回の届出における駐車台数は、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の基準を下回る駐車台数になることから、駐車場の収容台数に不足が想定される場合または不足が生じた場合には、指針の必要台数を尊重し、速やかに臨時駐車場等を確保されたい。
- ⑥開店後、当該附帯意見で付した交通に関する事項への対応状況および渋滞等の問題の発生状況（開店後直後および1か月後程度）について、書面により県に報告すること。

以上